

次に移ります。

中東情勢を踏まえた中小零細業者支援について伺います。

アメリカとイランの双方は、戦闘終結、ホルムズ海峡の開放及び今後の枠組みについての覚書に19日署名することになっております。覚書の内容が確実に履行され、問題の最終的な解決につながることを強く望むものです。

ホルムズ海峡封鎖は、市内の中小零細事業者に深刻な影響を与えました。原材料や資材が入らず、仕事はあるのに受けられない、納期に間に合わず取引先に迷惑をかけてしまう、売上げが落ち込み、従業員の給料の支払いにも苦慮している、こういう切実な声が届いています。合意が成立しても、この状況が即座に解決することにはならないでしょう。

そこで、お伺いいたします。

まず、本市として、こうした影響をどのように受け止めているのか、現時点での認識を伺います。

あわせて、実態把握をどのような方法で行ったのか、把握している内容を具体的にお答えください。

次に、本市が現在行っている中小零細業者支援施策のうち、今回のような供給制約に苦しむ事業者特に有効と考える制度があれば示していただきたいと思います。

様々なメニューがあると思いますが、どの施策がどのような場面で役立つのか、事業者が迷わず活用できるよう、具体的な説明を求めます。

また、事業者からは、自分が対象になるのか分からない、相談窓口がどこか分からないという声もあります。周知の方法や相談体制の強化についてどのように取り組むのか伺います。

さらに、売上減少が急激に進む中で、地方税や国民健康保険料の納付が困難になる事業者が増えています。今回のように、国際情勢が原因で急激に収入が落ち込むケースに対して、特例的な運用を行う考えがあるのか伺います。柔軟な運用が可能なのか、判断基準をどのように考えているのか、明確な答弁を求めます。

最後に、国の交付金を活用した直接支援について伺います。

電気・ガス料金や資材高騰の負担軽減、工場やテナントの家賃、リース料などの固定費への補助は、事業継続に直結する支援です。他自治体では既に実施している例もあります。本市として、こうした直接支援を検討する考えがあるのか、また検討する場合は、どの段階で判断するのか、お聞かせください。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。加地企画部長。

○企画部長（加地和弘）（登壇）
中東情勢を踏まえた中小零細業者支援についてお答えいたします。

国の交付金を活用した事業者への直接支援についてでございます。

中東情勢や長期化するエネルギー価格の高騰、物価上昇が、市内中小企業、小規模事業者の経営に大きく影響を及ぼしていることを本市としても重く受け止めております。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を実施するための重要な財源であり、現在、本市での活用について事業者への直接支援も含め、具体的な実施事業の検討を進めているところでございます。

支援の内容や決定時期につきましては、現時点では申し上げることはできませんが、本市の実情に即した効果的な支援となりますよう、国の推奨メニューや他自治体の先行事例も参考にしながら、早期に方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

○議長（藤田誠一） 藤田総務部長。

○総務部長（藤田和久）（登壇）
地方税の納付が困難となる事業者への対応についてお答えいたします。

地方税法におきましては、やむを得ない事情により納税が困難である場合には、納税の猶予制度が設けられております。国際情勢が原因で、急激に収入が落ち込むケースは、同法の要件である納税者等がその事業につき著しい損失を受けたときに該当する可能性があり、申請により要件を満たせば、原則として1年以内の期間で納税が猶予されることとなっております。

このことから、納税の猶予に関する相談があった場合には、個別の事情を丁寧に聞き取り、判断してまいりたいと考えております。

なお、本制度は、地方税法に定められた制度でありますことから、本市独自で特例的な運用や柔軟な適用を行うことは困難でございますが、引き続き国等の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

○議長（藤田誠一） 久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）
国民健康保険料の納付が困難となる事業者への対応についてお答えいたします。

本市では、新居浜市国民健康保険条例等に基づき、事業を廃止、または休止したときや甚大な損害を受けたときは、保険料の徴収を猶予することができるほか、廃業等により世帯の所得が前年より2分の1以上減少するなどして生活が著しく困難になった場合には、減免することができるとしております。

国際情勢が原因で急激に収入が落ち込むケースにつきましても、申請に基づき、現行制度の基準の要件に照らして判断してまいりたいと考えております。

○議長（藤田誠一） 松原経済部長。

○経済部長（松原広）（登壇） ホルムズ海峡封鎖による中小零細事業者への影響についてお答えいたします。

本市では、企業訪問や関係団体及び市内金融機関への聞き取りにより実態を把握しているところでございます。これらの結果によりますと、現時点におきましては、市内企業への影響は全体としては限定的であるものの、建設業においては一部で工期の延伸が見られるほか、原材料が調達できず、生産活動の縮小が見られるなど、影響を大きく受けている事業者も増加しているものと認識いたしております。

次に、供給制約に苦しむ事業者に特に有効と考える制度についてでございます。

供給制約による売上げの急激な落ち込みに起因する手持ち資金の減少や従業員への賃金支払いのための運転資金への支援策といたしましては、新居浜市中小企業振興資金等の融資制度が有効と考えております。本融資制度は、本年4月から融資限度額と融資期間の一部拡充、延長を行っており、固定金利でありますことか

ら、長期にわたり安定した資金援助が可能になるものと考えております。

また、新居浜市中小企業振興条例に基づき、生産性を向上させるNC工作機械や産業用ロボットなどの機器や、業務の効率化、生産性向上のために新たなデジタルツールを導入する際の補助などを実施しており、事業継続に必要な投資を行う際に御活用いただけるものと考えております。

経営相談につきましては、事業者の状況に応じ、専門的かつ継続的な支援体制が整備されております、国が設置する愛媛県よろず支援拠点や新居浜商工会議所などの支援機関、また中東情勢の影響を受ける石油由来製品等の供給に関する情報を受け付けるために四国経済産業局が設置している中東情勢関連対策ポータルなどがございますことから、事業者の状況に応じ、それらの窓口を御案内しているところでございます。

次に、支援制度の周知方法や相談体制の強化についてでございます。

周知方法につきましては、市ホームページにおきまして制度の詳細を掲載するとともに、本市の支援制度を取りまとめた新居浜市企業応援パンフレットを毎年作成し、新居浜商工会議所会報に同封し配布しているほか、新居浜機械産業協同組合、えひめ東予産業創造センター等の団体や市制度融資を取り扱う金融機関にも配布するなど周知に努めているところでございます。

相談体制の強化につきましても、国、県をはじめ、関係団体や市内金融機関との連携をより一層強化し、各種支援窓口の把握に努め、中小零細事業者のニーズを酌み取りながら、適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

○議長（藤田誠一） 再質問はありますか。片平恵美議員。

○8番（片平恵美）（登壇） 今ニーズをしっかりと把握していくということをおっしゃっていただきました。影響は限定的ということだったんですけれども、今大分多くの事業者が影響を受けてきているということをニュースでも言っておりましたので、しっかりと、特に本市は建設業、製造業で成り立っている、そういう市であることから、影響というのはこれからもどんどん広がっていったら、かなり深刻なものになってくると思いますので、ぜひとも生の声を聞いていただきたいんですが、生の声を聞くとなると、どのように……。 （ブザー鳴る）

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。松原経済部長。

○経済部長（松原広）（登壇） 片平議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど述べさせていただきましたとおり、本市におきましても、各種補助制度であるとか融資制度、様々な支援制度を設けておりまして、その活用に当たりましては、必ず事前に御相談をいただいたり、状況をお伺いして、適切なメニューを御紹介しているようなところでございます。そういった折に、当然事業の状況であるとか、経営環境などをお伺いしておりますので、そういったところを通じてさらなるメニューの改善であるとか、新たな支援策であるとかというところを検討してまいれたらと思っております。